

国立大学法人東京学芸大学施設等使用許可事務取扱要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人法の改正及び施設使用料の減免割合について規定することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号。以下「<u>管理規則</u>」という。）第18条の規定により、国立大学法人東京学芸大学（以下「<u>本学</u>」という。）が所有する土地、建物等（以下「<u>施設等</u>」という。）を貸し付ける場合の使用許可の基準等を定め、施設等使用許可事務の適正な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第2条 施設等について使用許可することができる範囲の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職員及び学生のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合</p> <p>(2) 学会、研究会及び講演会会場</p> <p>(3) 各種試験会場</p> <p>(4) スポーツ活動</p> <p>(5) 本学が委託する事業に必要な場合</p> <p>(6) 公益事業、選挙その他公用又は公務に必要な場合</p> <p>(7) 公共の見地からの要請が強い場合に僅少な面積を使用させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(8) 災害その他の緊急やむを得ない場合</p> <p>(9) <u>国立大学法人法（平成15年法律第102号）第34条の2による認可の対象となるもの</u></p> <p>(10) その他本学学長（以下「<u>学長</u>」という。）が認めた場合</p> <p>2 <u>前項各号</u>の場合において、使用の目的が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、許可しないものとする。</p> <p>(1) 政治的又は宗教的活動を目的とする場合</p> <p>(2) 違法又は不当な行為を行うもの若しくはそのおそれのある場合</p> <p>(3) 営利行為を行うもの（本学の職員、学生等の福利厚生及び公共の目的若しくは公益事業の用に供するもの又は本学の普及宣伝になるものを除く。）<u>で、国立大学法人法第34条の2の規定に基づく認可の対象とならないもの</u></p> <p>(使用とみなさない範囲)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>(使用を許可する期間)</p> <p>第4条 施設等の使用を許可することができる期間は1年を限度とし、使用開始日の属する年度を超えないものとする。ただし、<u>前条による施設等の使用の場合又は特</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）第18条の規定により、国立大学法人東京学芸大学（以下「<u>本学</u>」という。）が所有する土地、建物等（以下「<u>施設等</u>」という。）を貸し付ける場合の使用許可の基準等を定め、施設等使用許可事務の適正な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第2条 施設等について使用許可することができる範囲の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職員及び学生のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合</p> <p>(2) 学会、研究会及び講演会会場</p> <p>(3) 各種試験会場</p> <p>(4) スポーツ活動</p> <p>(5) 本学が委託する事業に必要な場合</p> <p>(6) 公益事業、選挙その他公用又は公務に必要な場合</p> <p>(7) 公共の見地からの要請が強い場合に僅少な面積を使用させることがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(8) 災害その他の緊急やむを得ない場合</p> <p>(9) その他本学学長（以下「<u>学長</u>」という。）が認めた場合</p> <p>2 <u>前項</u>の場合において、使用の目的が次の各号の<u>1</u>に該当する場合は、許可しないものとする。</p> <p>(1) 政治的又は宗教的活動を目的とする場合</p> <p>(2) 違法又は不当な行為を行うもの若しくはそのおそれのある場合</p> <p>(3) 営利行為を行うもの（本学の職員、学生等の福利厚生及び公共の目的若しくは公益事業の用に供するもの又は本学の普及宣伝になるものを除く。）</p> <p>(使用とみなさない範囲)</p> <p>第3条 〔省略〕</p> <p>(使用を許可する期間)</p> <p>第4条 施設等の使用を許可することができる期間は1年を限度とし、使用開始日の属する年度を超えないものとする。ただし、<u>特別な事由があると認めるときは、1</u></p>

別な事由があると認める場合は、1年を超えることができる。

(使用の申請手続)

第5条 第2条第1項各号(第8号を除く。)に定める基準により施設等の使用許可を受けようとする者は、別紙1による施設等使用申請書(以下「申請書」という。)を使用開始日の30日前までに学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 第2条第1項第9号に定める基準により施設等の使用許可を受けようとする者は、申請書のほかに以下に掲げる内容を記載した書類を提出しなければならない。

- (1) 管理規則第17条の2の規定により本学が貸し付ける土地等(第3号において「土地等」という。)の所在地
- (2) 当該貸付けの方法及び期間
- (3) 土地等の配置及び規模を示す図面
- (4) その他学長が必要と認める書類

(使用の許可)

第6条 学長は、前条第1項(第2条第1項第9号によるものを除く。)の申請について適当と認めるときは、別紙2による施設等使用許可書(以下「許可書」という。)を交付するものとする。

2 第2条第1項第9号の基準による申請については、学長が、国立大学法人法第34条の2の規定に基づき文部科学大臣に認可を申請し承認された場合、許可書を交付するものとする。

(転貸禁止)

第7条 前条の規定により施設等の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた施設等を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、使用者が国又は地方公共団体であり、学長が転貸を必要と認めたものについては、この限りでない。

(使用料等)

第8条 第6条第1項により施設使用を許可された使用者は、施設等の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)及び光熱水費の実費相当額(以下「光熱水費」という。)を、指定された期日までに支払わなければならない。

2～7 [省略]

8 国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項(平成22年11月18日制定)第6条第3号に規定する使用料の減免については、次表のとおりとする

<u>使用延べ人数</u>	<u>使用料の減免割合</u>
<u>1000人未満</u>	<u>75%</u>
<u>1000人以上</u>	<u>50%</u>

年を超えることができる。

(使用の申請手続)

第5条 施設等の使用許可を受けようとする者は、別紙1による施設等使用申請書(以下「申請書」という。)を使用開始日の30日前までに学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない場合は、この限りでない

(使用の許可)

第6条 学長は、前条の申請について適当と認めるときは、別紙2による施設等使用許可書(以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(転貸禁止)

第7条 前条の規定により施設等の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた施設等を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用料等)

第8条 使用者は、施設等の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)及び光熱水費の実費相当額(以下「光熱水費」という。)を、指定された期日までに支払わなければならない。

2～7 [省略]

<p>(無償使用許可) 第9条 [省略] (使用) 第10条 使用者は、許可書等の使用許可条件を厳守し、善良な管理者の注意をもって施設等を使用及び維持保存しなければならない。 <u>2 第6条第2項により施設使用を認可された使用者は、契約書に記載された内容を履行しなければならない。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成30年7月25日から施行する。ただし、第8条第8項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(無償使用許可) 第9条 [省略] (使用) 第10条 使用者は、許可書の使用許可条件を厳守し、善良な管理者の注意をもって施設等を使用及び維持保存しなければならない。</p> <p>[省略]</p>
---	--